

ハイライト:

- ・交際費課税のうち接待飲食費について解説します。
- ・平成26年9月分から、厚生年金保険料率が上がります。

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

目次:

ご挨拶	1
「接待飲食費」の 損金算入について	1 2
厚生年金保険料率 の改定について	2

ご挨拶

やっと朝晩しのぎやすい季節となりました。澄み切った青空が秋を感じられます。

第59号では、前号に引き続き交際費課税のうち接待飲食費について取り上げました。

内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ

公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士

中村 元彦(東京事務所)

中村友理香(埼玉事務所)



「接待飲食費」の損金算入について (^_^)

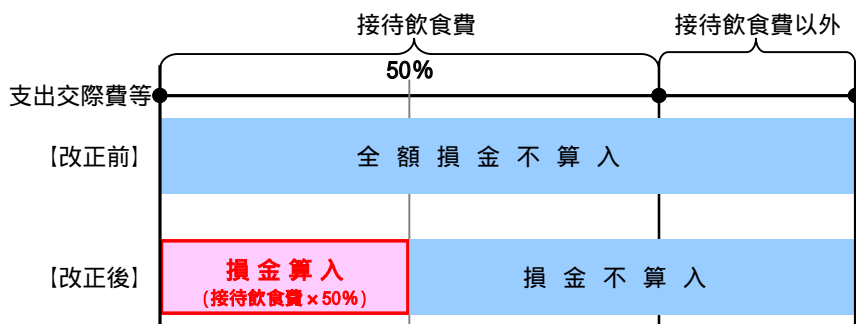
平成26年度税制改正で、法人が支出した交際費等に含まれる飲食費について、資本金の金額にかかわらず50%まで損金算入が認められるようになりました。今現在、交際費等から除外されている1人当たり5,000円以下の飲食費(社内飲食費¹は対象外)で、書類の保存要件を満たしているものは、引き続き交際費等から除外されます。

今回の改正は、中小法人のみではなく大法人にも適用されます。また資本金1億円以下の中小法人²の場合は、定額控除額800万円との有利選択になります。**適用時期は、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から**になります。

² 大会社の子会社等は除く

(イメージ)

資本金1億円以上の法人



< 国税庁出典 >

次に、選択適用をする中小法人の場合について、損金不算入額の比較をみていきます。

<設例> 資本金 3,000万円

当期の交際費等の額 2,500万円

[内訳: 飲食費1,800万円、その他の交際費700万円]

当期の交際費等の額2,000万円

[内訳: 飲食費1,300万円(うち1人当たり5,000円以下の飲食費200万円)、その他交際費700万円]

(単位: 万円)

		損金不算入額	判定
	定額控除額	$2,500 - 800 = 1,700$	50%損金算入が有利
	50%損金算入	$2,500 - 1,800 \times 50\% = 1,600$	
	定額控除額	$2,000 - 200 - 800 = 1,000$	定額控除額が有利
	50%損金算入	$2,000 - 200 - (1,300 - 200) \times 50\% = 1,250$	

1人当たり5,000円以下の飲食費がある場合には、その金額を控除した後の金額で比較します。

資本金1億円以下の中小法人の場合は、中小企業庁から公表されている「中小企業実体基本調査」においても、1事業年度当たりの交際費の金額は1社当たり800万円にも達していないため、一般的には定額控除額の選択が有利と考えられます。

接待交際費を処理する場合は、補助科目として、社内飲食費、社外飲食費、1人当たり5,000円以下の飲食費、その他の区分を設定し、整理することが望まれます。

国税庁は、平成26年4月30日「接待飲食費に関するFAQ」を公表しています。また、平成18年5月に5,000円基準の取扱いに関して「交際費(飲食費)に関するQ&A」を公表していますので、合わせてご参照ください。

http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/hojin/settai_faq/01.htm



ホームページもご覧下さい
<http://homepage2.nifty.com/my-naka/>

厚生年金保険料率の改定について (T_T)

厚生年金保険の保険料率は、平成29年まで毎年9月に段階的に引き上げが実施されています。平成26年9月分(10月納付分)から、一般被保険者の場合、事業主負担分と被保険者負担分の両方を合わせた保険料率が現行17.120%から【17.474%】へと引き上げられます。

給与ソフトをご利用の場合、厚生年金保険料率の変更は、社会保険料の徴収時期により異なりますので、料率の変更時期をご確認下さい。

	改定前	改定後
厚生年金保険料率	17.120% (従業員: 8.56%) (事業主: 8.56%)	17.474% (従業員: 8.737%) (事業主: 8.737%)

一般以外の方(坑内員・組合保険)、または厚生年金基金に加入されている方は上記の料率とは異なりますので、日本年金機構のHPをご確認下さい。

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせ下さい。

税理士法人 舞

中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15ウイン青山1025

電話 03 - 3746 - 1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048 - 816 - 6180

Fax 048 - 834 - 1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp